

育てる」という項目が高い比率を示しており、社会の仕組みの改善や学校教育、家庭教育における取組が期待されているといえます。なお、人権に関する情報に接する回数が多いほど人権問題についての理解や関心度が高くなる傾向があります。

今後も市民の人権への関心が高まり、人権に関する新たな課題が生じることから、今日的課題を踏まえた解決への取組の重要性が増してきます。

個別の人権課題に対する北九州市の取組は以下のとおりです。

## 【同和問題】

我が国固有の人権問題である同和問題は、日本社会の中で長い間続いた部落差別によって生じた、人間のいのちにかかわる問題です。また、同和問題は社会における経済活動や教育、地域での生活にかかわって起こる問題であり、国民全体にかかわる問題です。昭和40年(1965年)に国の同和対策審議会から出された答申では、「同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」との認識が示され、同和問題を抜本的に解決するために、国、地方自治体が一体となって積極的に取り組んできました。

本市においては、人権・同和問題の解決を市政の重要課題と位置付け、「北九州市同和対策総合計画」(昭和58年(1983年)度～61年(1986年)度)を策定しました。また、21世紀における総合的なまちづくりの計画である「北九州市ルネッサンス構想」の中に『人権意識の高揚と差別の解消』を掲げ、その実現に向けて、「北九州市人権・同和行政指針」(平成9年(1997年)度～13年(2001年)度)に至るまで数次の計画を策定し、計画的かつ積極的に事業を推進してきました。

平成13年(2001年)度末をもって同和対策のための特別措置法（地対財特法）が法期限を迎えること等から、平成14年(2002年)2月に「北九州市人権・同和行政の基本方針」を策定し、「同和問題解決への取組は多くの人々の努力によって一定の成果をあげているものの、教育、啓発などの分野で課題が残されている。今後は残された課題解決に向けて、同和問題に固有の経緯等を十分に認識しつつ、あらゆる差別の解消を視座に据えて、また、国際的な人権尊重の潮流、国内における人権尊重社会の実現に向けての取組などを踏まえて積極的に施策を推進することが求められている」という基本認識のもと、同和問題解決への取組は、特別対策は基本的には終了し、残された課題の解決への取組は一般対策で適正に実施することとしました。

同和問題は基本的人権にかかわる重要な問題であることから、行政はもとより市民一人ひとりが同和問題を正しく理解し、認識を深めるとともに、行政、市民、民間運動団体等がそれぞれ役割を明確にし、それぞれがその役割を遂行する中で相互に連携し、社会全体で同和問題の解決に取り組みます。

## 【女性】

女性の権利については、依然として性別による固定的役割分担意識が根強く残っており、社会生活の様々な場面において女性が不利益を受けることが少なからずあり、男女がともに権利を尊重される男女共同参画社会が実現されているとは言い難い状況にあります。

そのため、本市では平成14年(2002年)4月、「北九州市男女共同参画社会の形成の推進に関する条例」を施行し、さらに、平成16年(2004年)3月には、条例に基づく「北九州市男女共同参画基本計画」を策定しました。

基本計画には、本市の地域特性と課題に対応した154の具体的施策を盛り込んでおり、基本計画をより実効性のあるものにするためには市民一人ひとりが男女共同参画社会の必要性を理解することが大切です。今後も男女共同参画社会の形成に向けて、市民及び事業者等並びに国及び県などの行政機関との連携を図りながら、これらの施策を総合的かつ計画的に進めています。

なお、この基本計画の計画期間は、平成16年(2004年)度～20年(2008年)度の5年間であり、5年毎に計画全体の進捗状況を検証し、計画を見直していくことにしています。

## 【子ども】

子どもの権利に関しては、親等による虐待、凶悪化・粗暴化する少年非行、犯罪の加害者や被害者となる子どもの増加等様々な問題や学校における校内暴力やいじめ、不登校、体罰等の問題があります。

このような様々な問題に総合的に対応するため、児童相談所と少年相談センター、教育センター教育相談室を集約した「子ども総合センター」を平成14年(2002年)10月に開設し、市民にとって分かりやすく利用しやすい子ども総合相談体制を整備しています。

虐待に対しては、育児不安の強い家庭に対する相談体制づくりなど児童虐待防止事業に取り組んできましたが、依然として虐待件数は減少していません。このため、児童虐待の予防、早期発見、早期対応を図るため、区レベルでの虐待防止ネットワークを立ち上げるなど地域、学校、医療機関等関係機関が緊密な連携や情報の共有を図り、虐待防止の強化に取り組みます。

不登校やいじめ問題等に対して、スクールカウンセラーやフレンドリー指導員を配置するなど問題の解決を目指して様々な取組を行っていますが、今後とも学校における相談、指導等の援助を一層充実していきます。

さらに、青少年の健全育成及び非行防止のために、子どもたちが主体的に活動できる機会や場の提供やその活動を支える地域団体の活動の支援等を行うなど、子どもたちの「生きる力」を育む施策に取り組んでいます。学校においては、いのちの大切さを学ばせることや人間関係を築く力、規範意識、正義感、コミュニケーション能力等の育成や心の居場所づくりが必要なことから、すべての教育活動を通して、体験活動などを積極的に取り入れながら「心の教育」

の充実に力を入れています。

乳幼児期においても人とのかかわりの中で、人に対する愛情や信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自主、協調の態度、社会性の芽生えを培うことを目指した就学前の教育・保育を行っていきます。

このような子どもを取り巻く様々な環境や取組を踏まえ、子どもが健やかに成長できる環境を地域社会全体で一体となって築くために平成17年(2005年)3月には「北九州市次世代育成行動計画（新新子どもプラン）」を策定しました。今後はすべての子どもの人権が尊重され、心身ともに健やかに成長することができるような環境づくりを目指して家庭、地域、学校、幼稚園、保育所、関係機関等との連携を強化しながら、「北九州市次世代育成行動計画（新新子どもプラン）」を推進します。

## 【高齢者】

北九州市の高齢化は、全国平均を上回る速さで進んでおり、平成16年(2004年)9月末現在21.3%、既に5人に1人が高齢者という状況となっています。

寝たきりや認知症の高齢者の方々に対しては、介護者による身体的・心理的虐待、あるいは高齢者の家族が本人に無断でその財産を処分する経済的虐待などの人権問題が大きな社会問題となっています。また、健常な高齢者においても就職や社会参加における偏見や差別的取扱いが見受けられます。

そこで本市では、「北九州市高齢化社会対策総合計画」を策定し、市民一人ひとりが人間として尊重され、住み慣れた家庭や地域で安心していきいきと暮らせる「まちづくり」や「ひとづくり」を進め、北九州方式による高齢社会対策に取り組んでいるところです。

今後の高齢社会は「高齢者が尊厳を持って暮らすこと」を確保することが重要となります。高齢者への虐待に対しては、予防、早期発見、早期対応を図るための仕組みづくりを進めるなど、高齢者がその人らしい生活を自分の意思で送るための「高齢者の尊厳を支えるケア」を実現するための取組の強化を進めています。また、市民一人ひとりが高齢者を大切にし、高齢者の人権についての理解や認識を深めるための取組を推進します。

## 【障害者】

障害のある人々は様々な物理的または社会的障壁のために不利益を被ることが多く、その自立と社会参加が阻まれている状況です。また障害のある人への偏見や差別意識が生じる背景には、障害の発生原因や症状についての理解不足がかかわっている場合もあります。

本市では、平成8年(1996年)度に策定した「北九州市障害者施策推進基本計画」及び「同実施計画」に基づき、障害があっても地域で生活できることが当たり前の社会の実現に向か、ノーマライゼーションの理念のもと、各種施策に積極的に取り組んできたところです。

今後とも障害のある人がその障害の種別、程度を問わず地域社会の一員として地域の中で生活していくためには、人権教育・人権啓発を含め障害のある人に対する地域社会の一層の理解と協力が不可欠です。スポーツによる啓発事業として平成14年(2002年)度に開催した「2002世界車椅子バスケットボール選手権大会」は、障害者と健常者の「心のバリアフリー」を醸成し、障害のある人に対する理解や思いやりの心を育んでいく大きなステップとなりました。

今後は、バリアフリーのまちづくりの推進や車椅子バスケットボール大会で培った市民の意識を引き継ぎながら障害についての社会の理解と認識を一層深め、障害者の自立と社会参加の促進を図ります。また本市の基本計画及び実施計画については、平成17年(2005年)度で終了することから次期計画の策定に着手しており、現在の基本計画の理念を引き継ぎながら、障害のある人が自らの選択と決定によって“自らの望む暮らし”ができるように自立生活へ向けた施策に重点的に取り組むことを目指します。

なお、教育の分野では、障害のある児童生徒には、これまで「特殊教育(本市では養護教育)」として障害の種類や程度に応じて特別の場での指導が行われてきましたが、今後は障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な支援を行う「特別支援教育」への転換に向けて、推進体制を整えていきます。

## 【外国人】

外国人については、歴史的経緯に由来する在日韓国・朝鮮人等をめぐる問題や、外国人に対する就職差別等様々な人権侵害があり、その背景には、他国の言語、宗教、習慣等への理解不足からくる偏見や差別意識の存在などがあります。

本市は平成13年(2001年)7月に策定した「北九州市国際化推進大綱・2001」において、「市民の国際理解の推進」を課題の一つとして掲げ、各国の社会的背景や文化・歴史、考え方の違い等について国際理解を推進し、多様な価値観や文化を受容し融合できる柔軟な地域社会の創造を目指に様々な施策に取り組んでいます。

国際都市づくりを目指す本市としては、留学や研修、観光等で本市を訪れる人の増加も予想されることから、学校や地域、北九州国際交流協会等との連携を強化し、より多くの市民に、国際理解教育を受ける機会を提供していきます。

また、平成16年(2004年)度に実施した外国籍市民アンケート調査について、市内の外国籍市民の生活や暮らしの中における差別の状況等を検証し、外国籍市民が地域社会の一員として暮らしやすい環境の整備についても進めています。

## 【HIV感染者等】

HIV感染者については年々その数が増加しており、今後も増加傾向は続くと予想されています。またエイズに対する知識が不十分なため、患者・感染者の中には社会的偏見や差別により

様々な不利益を受けている場合があります。

このような課題を踏まえ感染症の患者等の人権を尊重しながら、感染症の予防と患者等に対する医療について総合的な施策の推進を図るために平成11年(1999年)には「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が施行されました。

本市としては、HIV感染者等に対する偏見や差別の解消を図るため「世界エイズデーレッドリボンキャンペーン」の実施をはじめ、各種啓発パンフレットの作成・配布、学校等を対象としたエイズ教育や医療関係者への研修実施などに取り組むとともに、HIV派遣カウンセラー制度を設け患者・感染者やその家族等の精神的な支援を行うなど、総合的なエイズ対策を推進してきました。

今後とも社会全体のHIV感染に関する知識や患者・感染者に対する理解を深めるよう関係機関との連携を強化し、正しい知識の普及・啓発を推進します。また、あわせて患者・感染者等の精神的支援を含め、良質で適切な医療が受診できるよう保健医療サービスの整備に努めるとともに、患者・感染者の人権の擁護及び個人情報の保護の徹底を図ります。

さらに、ハンセン病やその他感染症にかかる人権問題についても、国や県など関係機関と連携を図り、市民への正しい知識の普及と差別や偏見の解消に努めていきます。

## 【ホームレス】

最近の厳しい社会情勢の下、ホームレスは増加傾向にあり、社会問題化していることからその早急な対応が望まれています。北九州市では、ホームレスに関する諸問題の解決を図ることを目的として、平成16年(2004年)3月に「北九州市ホームレス自立支援実施計画」を策定しました。この計画の取組の柱として、同年9月には就労による自立を支援する「ホームレス自立支援センター北九州」を開設し、同年10月から入所者の受け入れを行っています。入所者は、生活相談指導員や職業相談員の支援を受け、積極的な求職活動を行い、就労による自立に向け努力しています。

今後も、自立支援センターをホームレス対策の中心的な施策と位置付け、市民や民間団体と連携協働し、ホームレスの自立支援を推進するとともに、ホームレスの自立を地域全体で支え合うために地域に開かれた施設づくりに取り組みます。

また、ホームレスの人権については、実施計画の中で重点項目の一つと位置付け、「ホームレス問題への理解促進と人権の尊重」に取り組んでいくこととしており、市民への啓発広報活動を中心に、ホームレス問題への理解促進、人権を尊重する意識の高揚を図るための取組を推進します。

## 【様々な人権問題】

高度情報通信社会の進展に伴う個人情報の流出や漏洩等を防止するため、国の法制度の整備に併せて北九州市としても平成16年(2004年)12月に「北九州市個人情報保護条例」を改正し、個人情報の適正な取扱いの確保に努めています。また、インターネット掲示板等への書き込みによる人権侵害に関しては法務局など関係機関と連携、協働しながらプロバイダ等に削除依頼を行うなど、人権侵害に迅速に対応しています。

その他、刑を終えて出所してきた人々をめぐる問題、犯罪被害者とその家族の人々に対する配慮や保護の問題等人権に関する多くの問題が生じていることから、今後とも関係機関と連携しながら、その課題解決に向けた施策を推進する必要があります。

